

西宮市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「政令」という。)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)及び西宮市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年西宮市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、政令、省令、規則において使用する用語の例による。

(建築物耐震評価者)

第3条 規則第2条に規定する建築物耐震評価者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会(耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。)を設置しているもの
- (2) 建築基準法第20条第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
- (3) 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号の団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの

(耐震診断の結果を証する書類)

第4条 規則第2条に規定する耐震診断の結果を証する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築物耐震評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 法第7条又は附則第3条第1項の規定により行う耐震診断の評価書(建築物耐震評価者が、技術指針事項(法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。以下同じ。)に適合した耐震診断であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。)の写し
- (2) 前号の耐震診断(次項の耐震改修及び第3項の増築等の工事を含む。)を実施した建築物に関する建築物状況確認書(建築物の地震に対する安全性が、耐震診断の実施以後も変わっていないことを確認した書類(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項(同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づく条例に規定する建築物について確認を行う場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士(耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ

た者及び同法第10条第1項各号に該当し、同項の規定により一級建築士若しくは二級建築士又は木造建築士の業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された者以外の者に限る。以下「建築物状況確認資格者」という。)が確認したものに限る。)をいう。以下同じ。)(別記第1号様式その他これに代わる書類)

2 法第7条第1項又は法附則第3条第1項に基づく報告(以下「耐震診断結果の報告」という。)を行う前に当該報告に係る建築物の耐震改修を行った部分にあつては、次の各号に掲げる書類を持って前項第1号の書類とすることができる。

(1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修計画の評価書(建築物耐震評価者が、技術指針事項に適合した耐震改修の計画(法第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が策定したものに限る。以下同じ。)であると評価したことを証する書類をいう。以下同じ。)の写し

(2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事実施確認書(耐震改修の計画どおりに工事が行われたことを確認した書類(当該工事部分について建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が確認したものに限る。以下同じ。)(別記第2号様式その他これに代わる書類)

3 耐震診断結果の報告を行おうとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「増築等」という。)の工事に着手した部分(平成17年6月1日以後に増築等の工事(省令第3号各号に掲げるものを除く。)に着手したもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の14第1号に定める建築物の部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上ある建築物にあつては、当該増築等をする独立部分を含む。第7条第3項において同じ。)にあつては、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し、及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類)

第5条 建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類として、規則第3条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、法第17条第3項の認定を受けようとする耐震改修計画の評価書の写しとする。

(確認済証等)

第6条 規則第4条第1項に規定する法令の規定により当該確認済証の交付があつたものとみなされる場合におけるその旨を証する書類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書

(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第5条第1項の規定に基づく認定に係る通知書

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の規定に基づく認定に係る通知書

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項に規定に基づく認定に係る通知書

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第1項の規定に基づく認定に係る通知書

2 規則第4条第1項に規定する確認済証の写し又は前項に掲げる書類の写しの提出ができない場合にあっては、当該書類が交付されたことを確認できる書類(確認済証等で確認すべき事項として市長が必要と認める事項が記載されたものに限る。)の写しをもって代えることができる。

(建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類)

第7条 建築物の地震に対する安全性の認定の申請に係る添付書類として、規則第4条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築物対象評価者の評価の必要がない小規模な建築物として市長が認めるものについてはこの限りではない。

(1) 法第22条第2項に基づく認定を受けようとする建築物に係る耐震診断の評価書の写し

(2) 前号の建築物に関する建築物状況確認書(別記第1号様式)

2 省令第33条第2項第1号の図書を添えて法第22条第1項に規定する認定の申請を行う前に、当該申請を行おうとする建築物の耐震改修を行った部分にあっては、次の各号に掲げる書類をもって前項第1号の書類とすることができる。

(1) 当該耐震改修を行った部分に関する耐震改修計画の評価書の写し

(2) 前号の耐震改修を行った部分に関する工事実施確認書(別記第2号様式)

3 法22条第2項に基づく認定を受けようとする建築物のうち、昭和56年6月1日以後に増築等の工事に着手した部分にあっては、当該増築等の工事に係る確認済証等の写し及びこれに係る検査済証等の写しをもって第1項第1号の書類とすることができる。

4 下記のいずれかの事業により、耐震診断を行った建築物(法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合した耐震診断が行われたものに限る。)にあっては、当該補助金の交付があったことを確認できる書類をもって第1項第1号の書類とすることができる。

(1) 民間公共的施設耐震診断助成事業(西宮市多数の者が利用する施設耐震診断補助金)

(2) 西宮市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業

5 兵庫県が実施するわが家の耐震改修促進事業の交付を受けて耐震改修工事を行った建築物(県土整備部補助金交付要綱別表に定める部分改修型工事及び居室耐震型改修工事を行ったものを除く。)にあっては、当該補助金の交付があったことを確認できる書類をもって第1項第1号の書類とすることができる。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第8条 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類として、規則第5条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類は、法第25条第2項に基づく認定を受けようとする区分所有建築物に係る耐震診断の評価書の写しとする。

2 下記のいずれかの事業により、耐震診断を行った建築物(法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合した耐震診断が行われたものに限る。)にあっては、当該補助金の交付があったことを確認できる書類をもって前項の書類に代えることができる。

(1) 兵庫県わが家の耐震改修促進事業(計画策定費補助)

(2) 西宮市住宅耐震改修促進事業(小規模型・計画策定費補助)

(2) 西宮市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業

(認定基準)

第9条 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合していない建築物については、市長が特に支障がないと認める場合を除き、法第17条第3項、第22条第2項又は第25条第2項の規定に基づく認定を行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(耐震診断の結果を証する書類に関する経過措置)

第2条 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断又は耐震改修計画の策定が法の施行(平成25年11月25日)前に行われた場合にあつては、建築物状況確認資格者と同等の資格を有する者が、当該耐震診断又は当該耐震改修の計画を技術指針事項に適合したものであると確認したことを証する書類(別記第3号様式)をもって第4条第1項第1号の書類に代えることができる。

2 前項の規定による書類を添えて、耐震診断結果の報告を行う場合において、市長が当該報告の内容を審査する必要があると認めるときは、当該報告に係る建築物の所有者に対し、構造計算書等の建築物の地震に対する安全性を確認できる書類の提出を求めることができる。

建築物状況確認書

平成 年 月 日

西宮市長 様

申請者 住所
(報告者)氏名 印

調査者 住所
氏名 印

〔認定申請/耐震診断結果の報告〕に係る建築物が〔新築/耐震診断/耐震改修/増改築等〕の実施以後、増築等の工事が行われていないこと及び建築物の劣化の状況等について確認し、〔新築/耐震診断/耐震改修/増改築等〕の実施時点から本日までの間、建築物の地震に対する安全性に変わりがないことを確認しましたので、以下のとおり報告します。

建築物の概要	名称	
	地名地番	
	用途	
	規模	階数 地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階 建築面積 m ² / 延べ面積 m ²
	構造	造 一部 造
耐震診断等の状況	耐震診断の実施日等	年 月 日 (耐震診断の実施日) 年 月 日 (耐震診断評価書の発行日)
	耐震改修工事の完了日等	年 月 日 (耐震改修計画評価書の発行日) 年 月 日 (耐震改修工事の完了日)
	確認済証	あり(当初)(昭和 年 月 日 第 号) あり(最終)(年 月 日 第 号) なし
	検査済証	あり(当初)(昭和 年 月 日 第 号) あり(最終)(年 月 日 第 号) なし
調査者	資格	()建築士 ()登録 第 号
	氏名	
	事務所名 登録番号	()建築士事務所()知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	
増改築等の有無 (診断等の実施後)	あり(年 月 日) なし	
既存部分の劣化の状況		

第2号様式(第4条関係)

工 事 実 施 確 認 書

平成 年 月 日

西宮市長 様

申請者 住所
(報告者)氏名 印

調査者 住所
氏名 印

〔認定申請/耐震診断結果の報告〕に係る建築物の耐震改修工事が、〔建築物耐震評価者の評価を受けた/耐震改修計画確認書で確認した〕計画のとおり施工されていることを確認しましたので、以下のとおり報告します。

建築物の概要	名称	
	用途	
	地名地番	
	規模	階数 地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階 建築面積 m ² / 延べ面積 m ²
	構造	造 一部 造
	耐震改修工 事の完了日等	年 月 日(耐震改修計画評価書の発行日) 年 月 日(耐震改修工事の完了日)
確認者	資格	() ()登録 第 号
	氏名	
	事務所名 登録番号	()建築士事務所()知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	

耐震診断結果確認書

平成 年 月 日

西宮市長 様

申請者 住所
氏名

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）附則第3条に基づく要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告を行うにあたり、以下の者に当該耐震診断の方法が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合していることを確認させましたので、報告します。

（耐震診断結果を確認した者）	
住所	
氏名	
資格（ ）建築士（ ）登録第 号	
（所属する建築士事務所）	
所在地	
名称	
登録（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号	
私は以下の建築物に係る耐震診断について調査を行い、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合していることを確認しました。	

建築物の概要	名称				
	地名地番				
	規模	階数 地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階 建築面積 m ² / 延べ面積 m ²			
	構造	造 一部 造			
耐震診断等の概要	確認事項	耐震診断結果		耐震改修計画	
	着手日	年 月 日			
	完了日	年 月 日（改修工事の完了日 年 月 日）			
	診断方法				
	診断回数				
診断結果	I _s 値		C _T ・S _D 値		

耐震改修計画を策定済の場合は、耐震改修後の耐震診断結果について記載すること
平成25年11月24日以前に耐震診断又は耐震改修計画の策定に着手したことが確認できる書類を添付すること
耐震改修計画の確認を行う場合は、当該計画どおりに工事が行われていることについても確認すること